

『異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取り扱い
方針』(平成 20 年 4 月 21 日総務省公表) の運用に係るガイドライン

第 2 版

令和 7 年 10 月 24 日

(一社) 電気通信事業者協会

目次

1. 本ガイドラインの目的と位置付け	3
1.1. 本ガイドラインの目的.....	3
1.2. 本ガイドラインと関連法令との関係.....	3
2. 用語の定義	4
3. 本ガイドラインの規定範囲.....	5
3.1. 発信者番号偽装表示対策ガイドラインと本ガイドラインの関係.....	5
3.2. 転送呼と本ガイドラインの関係.....	5
3.3. サービスの提供方針や費用負担等	7
4. 番号管理上の運用要件	8
4.1. 電気通信番号の種別	8
4.2. 通常の番号利用方法に係る制度要件と運用要件	8
4.3. 異なる電気通信番号の通知の制度要件と運用要件.....	10
4.4. 再販事業者、転送事業者を介する場合の運用要件	12
4.5. 不適切な番号の設定を防止するための対策.....	13
4.6. 不適切な番号が通知された場合の社会的影響の考慮	13
5. 緊急通報時の発信者番号を担保するための対策	15

1. 本ガイドラインの目的と位置付け

1.1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、総務省が指定する電気通信番号を用いて提供される通信サービスの通知番号に関する法制度上の要件や制約事項を概説し、サービス提供事業者が遵守すべき運用要件を明確化するものである。これにより、発信者番号偽装呼の発生を抑止し、通信の信頼性を確保することを目指す。

本ガイドラインの第1版は平成20年12月26日に制定されたが、令和7年に発生した発信者番号偽装呼による特殊詐欺の多発事象を受け、第2版として改定するに至った。第1版から本質的な内容に大きな変更はないが、第1版では暗黙の前提とされていた基本的な法制度等についても丁寧に説明することで、解釈の揺らぎや誤認の防止に努めた。

1.2. 本ガイドラインと関連法令との関係

事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第35条の2の6等においては、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に対し、利用者に付与した電気通信番号と異なる番号が通知されないよう必要な措置を講ずるべき旨が規定されている（異なる電気通信番号の送信の防止の規定）。

この規定は利用者の契約する回線設備や端末設備と電気通信番号の紐づけに強い制約を要求するが、一方で番号通知の社会的ニーズとして、例えば同一利用者が契約した複数の回線から一律で代表番号を通知する場合などが想定される。

そのため、異なる電気通信番号の送信の防止の規定では、『ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。』という例外規定（以下、異なる電気通信番号の通知）が設けられている。

この「異なる電気通信番号の通知」の制度要件を具体的に説明した文書として、「異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取り扱い方針（以下、総務省取り扱い方針）」が総務省から公表されている。

本ガイドラインでは、「総務省取り扱い方針」における制度要件を、事業者の観点から運用要件として再解釈し、番号管理事業者が遵守すべき要件を具体的に表現した。

したがって、電気通信事業者は、当協会の会員であるか否かにかかわらず、発信者番号偽装呼が社会に及ぼす影響を十分に認識し、最大限の努力をもって本ガイドラインを運用するとともに、その考え方の普及に努めることにより、発信者番号表示サービスの信頼性を維持し、利用者からの信頼に応えるべきである。

2. 用語の定義

用語	説明
発信者番号通知 (番号通知)	発信者の番号を着信者に通知する（あるいは非通知にする）機能。 発信網が発信回線契約者に対して提供する機能である。
通知番号	発信者番号通知機能で通知設定された番号。
発信者番号表示 (番号表示)	発信者番号通知機能で設定された通知番号を着信者側で表示する機能。 着信網が着信回線契約者に対して提供する機能である。
端末設備	電気通信事業者が利用者へ提供する音声伝送役務等の回線設備と接続する利用者側設備。
端末系伝送路設備	端末設備と電気通信事業者の交換設備等を接続する伝送路設備。
電気通信回線設備 (回線設備)	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいい、端末系伝送路設備や中継系伝送路設備が含まれる。 本ガイドラインでは、単に「回線設備」と記述する場合がある。
電気通信番号	総務省が管理し、法令にもとづき電気通信事業者へ指定する番号。指定を受けた事業者は、法令に定める利用用途にもとづき端末系伝送路設備等へ割り当てを行う。
番号指定事業者	総務省から電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者。
番号管理事業者	電気通信番号の利用者へのサービスや回線割り当てを管理する電気通信事業者。 基本的には番号指定事業者となるが、番号の種類によっては事業者間番号ポータビリティが義務付けられている場合があり、その場合にはポータビリティ先の事業者が番号管理事業者となる。
通知番号設定事業者	発信機能を提供する網を運用する電気通信事業者。発信時の通知番号を設定する、または端末が設定した通知番号を検証する役割を担う。
再販事業者	番号管理事業者の音声伝送役務等のサービスを調達し、自らが提供主体となって利用者へ提供する通信事業者。
転送事業者	電話転送役務を提供する事業者。 【電話転送役務】 自らが使用・管理する電気通信番号をサービスの利用者に提供し、発信者からの当該電気通信番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、又は当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電気通信番号に再設定して着信者に転送するもの
コールバック	着信時に表示された発信者番号へ折り返し発信すること。

3. 本ガイドラインの規定範囲

本章では、本ガイドラインが規定する範囲および規定しない範囲について説明する。

3.1. 発信者番号偽装表示対策ガイドラインと本ガイドラインの関係

発信者番号偽装対策として、当協会では本ガイドラインとは別に「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」を制定している。本ガイドラインが回線設備への電気通信番号の付与や検証等、番号管理上の運用要件を取り扱っているのに対し、「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」は、総務省から番号の指定を受けて運用する番号指定事業者間の相互接続区間を対象としている。

両ガイドラインの規定範囲の関係を図示したものが図3.1である。

再販事業者（音声サービスを再販する MVNO 事業者や FVNO 事業者を含む）、転送事業者を介した接続については、本ガイドラインの規定範囲となる。

「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」は、その規定範囲を踏まえ一般には開示していないが、番号指定事業者は当協会への開示請求手続きを経て参考し、本ガイドラインと合わせて規定を遵守すべきである。

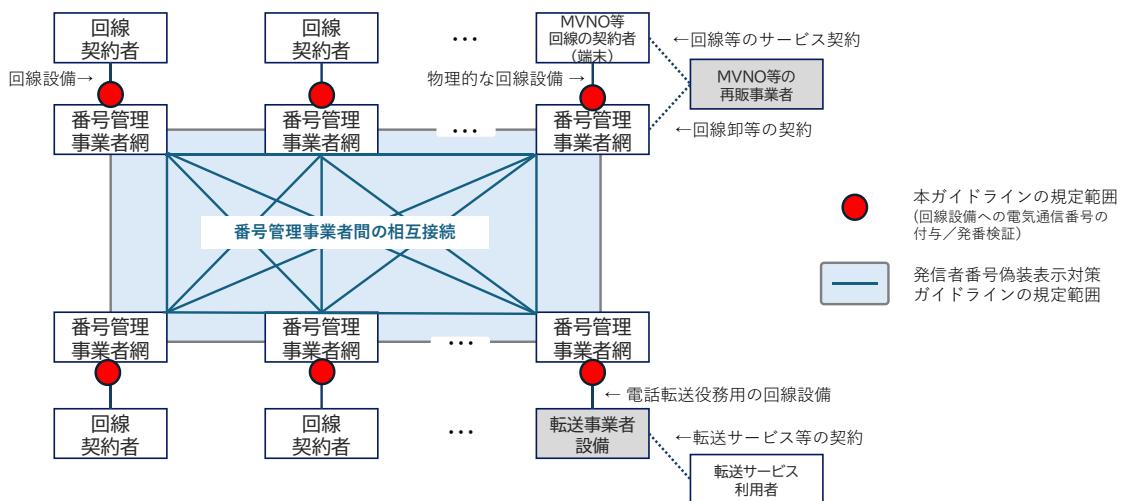


図 3.1 ガイドラインの規定範囲

3.2. 転送呼と本ガイドラインの関係

一般に電話サービスの転送には、回線設備の付加機能として提供される「ネットワーク転送(NW転送)」と、電話転送役務として提供される「端末転送」に大別できる。

前者は「着信転送」、後者は「発信転送」などと呼ばれることがある。

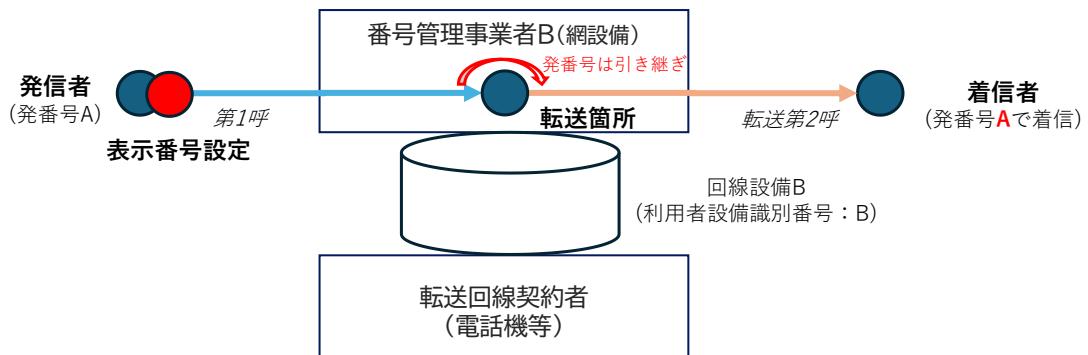
転送の種類	同機能の別表現	転送時の発信者番号	転送機能提供事業者	転送方法
ネットワーク転送	NW転送、着信転送	転送前の呼の通知番号が引き継がれる	着信呼の端末回線を提供する番号管理事業者	着信呼を端末設備に接続することなく、事業者網設備側で転送先に接続する。 番号管理事業者間の技術標準（TTC標準）で信号条件が規定されている。 端末回線契約者が着信時の転送先を設定することから、着信転送と呼ばれることがある。
端末転送	発信転送、発着信転送	再発呼する回線の通知番号が設定される (転送回線の番号に書き換え)	転送事業者	端末回線に着信し、端末回線に接続された転送装置等で再発呼する。 端末回線を提供する番号管理事業者網は、転送前の呼(着信呼)と転送後の呼(発信呼)を独立の呼として処理し、「端末で転送された呼」として認識しない。 転送役務事業者と契約する利用者の端末から転送事業者設備を経由して発信・着信が可能であることから、発信転送や発着信転送等と呼ばれることがある。

表 3.2 転送の種類

「ネットワーク転送」は、図 3.1 の「番号管理事業者間の相互接続」の区間に限定された転送であり、「発信者番号偽装表示対策ガイドライン」の適用範囲に含まれる。

「端末転送」は本ガイドラインの適用範囲である。端末回線の配下に設置された転送事業者の転送設備で転送される。端末回線を管理する番号管理事業者設備の呼処理上は、一般の着信呼・発信呼と同等の扱いである。

ネットワーク転送の接続



端末転送の接続

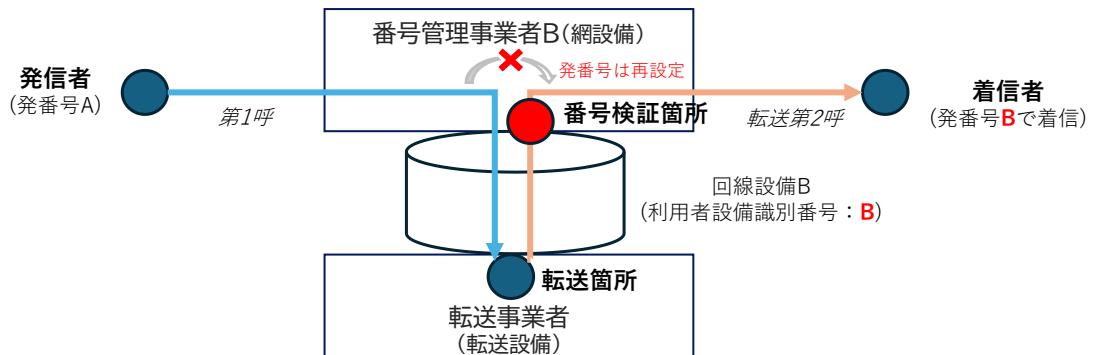


図 3.2 転送種類別の接続構成

3.3. サービスの提供方針や費用負担等

次章（4.3 節）で詳細説明する、異なる電気通信番号の送信の防止のただし書きの運用を前提としたサービス機能の提供は任意である。

したがって、当該機能に係る各事業者のサービス提供方針について、本ガイドラインはいかなる規定も行わない。

また、当該機能の提供に際しては、番号管理事業者と通知番号設定事業者が異なる事業者である場合も考えられる。

この場合、両事業者間において提供の可否や費用負担等の協議を要することが想定されるが、本ガイドラインは事業者の番号管理上の運用要件以外のいかなる論点も規定しない。

4. 番号管理上の運用要件

本章では、電気通信番号に関する関連制度の概要を示すとともに、これらの制度要件を踏まえた事業者の番号管理上の運用要件について説明する。

4.1. 電気通信番号の種別

電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）に定められている主な電気通信番号の種別は、表4.1に示す通りである。

電気通信番号計画			事業者の一般的な呼称		
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	識別対象	番号の分類	対応するサービス等	
利用者設備識別番号	固定電話番号	0ABCDEFGHJ	固定端末系伝送路設備等	物理番号 0AB～J番号	固定電話 ISDN 0ABJ-IP電話
	音声伝送携帯電話番号	0[6789]0CDEFGHJK	携帯電話に係る端末系伝送路設備等		携帯番号
	特定IP電話番号	050CDEFGHJK	利用者の端末設備等		050番号 050-IP電話
付加的役務電話番号	0AB0DEFGHJ(K)	付加的な機能を用いて提供する電気通信役務及び当該役務に係る利用者の端末設備等	論理番号 0AB0番号	着課金等	
事業者設備等識別番号	事業者設備識別番号	00XY	電気通信事業者の電気通信回線設備等	事業者識別番号 網特有番号	選択中継等
	付加的役務識別番号	1XY(3桁以上)	付加的な機能		サービス機能設定用番号等
	緊急通報番号	110／118／119	緊急機関への緊急通報		緊急通報

表4.1 主な電気通信番号の種別

4.2. 通常の番号利用方法に係る制度要件と運用要件

電気通信番号は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条の2第1項の規定に基づき、総務大臣から電気通信事業者に指定されるものである。

電気通信番号のうち利用者設備識別番号（ただし 付加的役務電話番号を除く）は、番号の種別毎に定義される端末系伝送路設備等の識別のために付与することが定められている（表4.1）。この規定に基づき、番号管理事業者は利用者設備識別番号を個々の端末系伝送路設備等と紐づけて管理した上で、サービスを契約する利用者に割り当てる。

したがって、個々の利用者設備識別番号（ただし番号の主目的が発信用途でない付加的役務電話番号を除く）は紐づけられた回線設備等のサービスへの着信番号であるとともに、発信時の通知番号として利用されることが、制度の想定する通常の番号の利用方法であると解釈できる。

なお、付加的役務電話番号や事業者設備等識別番号については、特定の用途や目的で接続するための番号として定義されているため、これらの番号を一般利用者が通知番号として設定することは、制度の想定する通常の利用方法には含まれないと解釈できる。

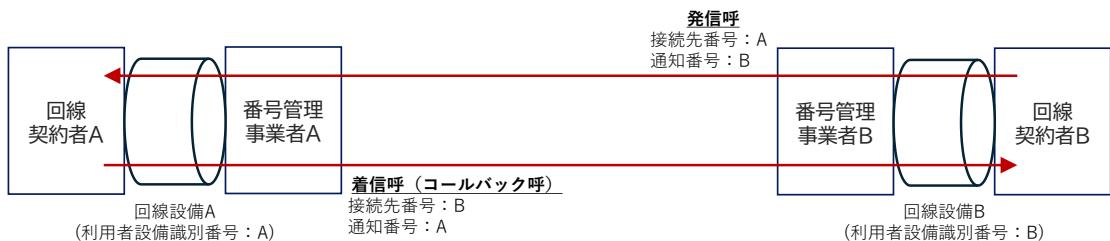
また、事業用電気通信設備規則 第35条の2の6等においては、「異なる電気通信番号の送信の防止」の規定がある。

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することができないよう必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りではない。(事業用電気通信設備規則)

本条文のただし書きを除く部分を「制度の想定する通常の利用方法」として解釈した場合、その具体的な例は図4.2に示す通りである。

利用者設備識別番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号）の接続の例



付加的役務電話番号の接続の例

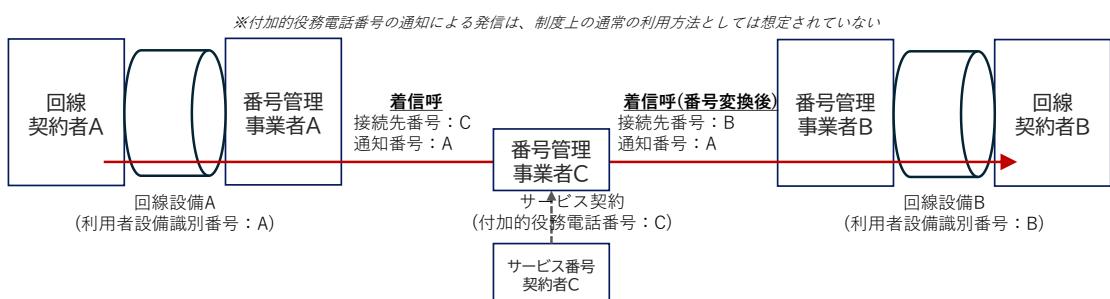


図4.2 制度の想定する通常の利用方法

図4.2に示す通常の利用方法による番号通知を前提とした場合、関係者間の契約等において必要と考えられる要件は表4.2の通りである。

サービス提供事業者	サービス利用者	通知番号 (通常の利用方法)	番号通知において必要な契約等 (通常の利用方法)		備考
			事業者 - 利用者	事業者 - 事業者	
番号管理事業者A	番号Aの管理	回線契約者A	A	番号Aの利用契約	-
番号管理事業者B	番号Bの管理	回線契約者B	B	番号Bの利用契約	-
番号管理事業者C	番号Cの管理	サービス番号 契約者C	※サービス網Cからの 発信は不可	-	-

表4.2 通常の番号利用方法に係る事業者の運用要件

4.3. 異なる電気通信番号の通知の制度要件と運用要件

4.2 節で述べた「通常の番号利用方法」は、社会的な利用ニーズに対して制約が過度に強いことから、異なる電気通信番号の送信の防止規定においては、「ただし書き」として条件緩和および要件が規定されている。

事業用電気通信設備規則では、「他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りではない。」と簡潔に定められているが、総務省取り扱い方針においては、当該条文の解釈がより具体的に説明されている。

その概要を表 4.3.1 に示す。

ただし書きの「発信元を誤認されるおそれがない場合」に相当する要件（以下のいずれかの場合）
1) 代表者番号を送信する場合
2) 0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合
3) その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割（地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別）の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合（注1）（注2）

（注1）特に0ABJの場合には地理的識別性の確保の必要性が強調されている

（注2）コールバック呼に関しては、番号変更等によっても常に発信元への着信が確保されていることを要件としている

表 4.3.1 異なる電気通信番号の通知の制度要件(総務省取り扱い方針の概要)

表 4.3.1 の 3)にはコールバック要件が含まれている。表 4.3.1 に示される代表番号や 0120 番号などは、一般的にコールバック呼が必然的に担保される利用方法であることから、制度要件は表 4.3.2 のように読み替えることができる。

ただし書きの「発信元を誤認されるおそれがない場合」に相当する要件（要件1,2の両方を満たすこと）
（要件1）コールバック呼の要件として以下をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none">・コールバック呼が発信元に着信すること・前項の着信は番号変更等によっても担保されること
（要件2）以下のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none">・代表者番号を送信する場合（注）・0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合・電気通信事業者が、電気通信番号の役割（地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別）の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置されていること（例：0ABJの地理的識別性）

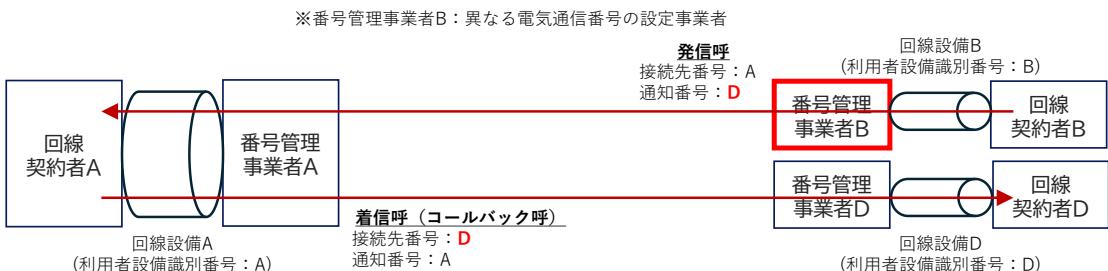
（注）代表番号に関する制度上の用語定義はないが、利用主体・用途等が具体的な番号と併せてホームページ等で不特定多数に対して広く開示されている番号利用形態を代表番号とし、特定の相手に個別に連絡先を開示する用途の番号と区別していると想定される。

表 4.3.2 異なる電気通信番号の通知の制度要件(読み替え後)

なお、（要件 2）の三点目の条件に関しては、総務省取り扱い方針において固定電話番号の地理的識別性が特に強調されている。固定電話番号は利用地域ごとのブロック（＝番号区画）ごとに事業者へ指定されることから、「通知番号を設定する回線設備の設置場所の番号区画」と「通知番号の番号区画」とを一致させることが、地理的識別性要件の趣旨であると考えられる。

また、表 4.3.2 の異なる電気通信番号の通知の利用方法について、特に番号管理事業者と通知番号設定事業者が異なる場合の利用方法の例を図 4.3 に示す。

利用者設備識別番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号、特定IP電話番号）の接続の例



付加的役務電話番号の接続の例

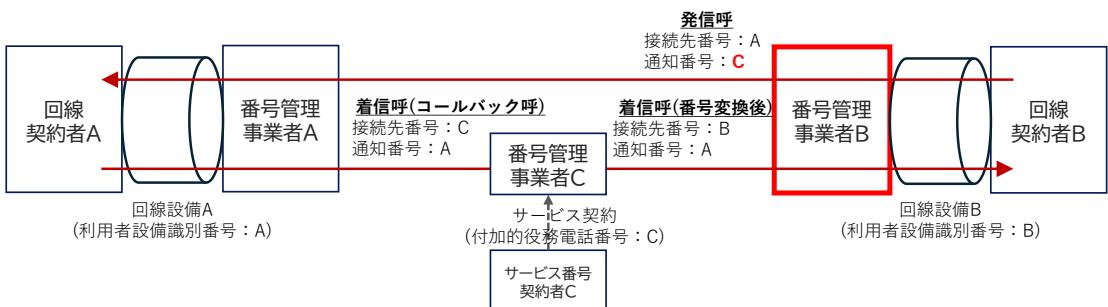


図 4.3 制度の想定するただし書きの利用方法

(要件 1) (要件 2) 共通の大前提として、異なる電気通信番号の通知は、回線契約の名義が同一であるか、異なる名義の場合は当事者間の事前の了解があることを番号管理事業者および通知番号設定事業者が確認できる場合に限られる。

また、(要件 1) のコールバック要件は、例えば回線設備 D が解約された場合、回線設備 B に設定されている通知番号 D も設定解除されなければならないなど、事業者間で設備設定の同期が必要である。

これらの運用時の確認に際しては、契約情報の一部を事業者間で連携する必要があり、予め利用者の同意を得ることが前提となる。この同意は異なる電気通信番号の設定機能を提供する通知番号設定事業者が行うべきである。

この観点で整理した運用要件を表 4.3.3 に示す。

サービス提供事業者	サービス利用者	通知番号 (ただし書きの利用方法)	番号通知において必要な契約等 (ただし書きの利用方法)		備考
			事業者 - 利用者	事業者 - 事業者	
番号管理事業者A	番号Aの管理	回線契約者A ※ただし書き利用なし	-	-	
	番号Bの管理 通知番号Cの設定管理	回線契約者B C	番号Cの通知に係る確認・契約(1) 事業者B-C間の番号管理連携(2)	事業者B-D間の番号管理連携(2)	
	番号Bの管理 通知番号Dの設定管理	回線契約者B D	番号Dの通知に係る確認・契約(1) 事業者B-D間の番号管理連携(2)	事業者B-C間の番号管理連携(2)	
番号管理事業者C	番号Cの管理	サービス番号 契約者C ※サービス番号Cからの 発信は不可	-	事業者B-C間の番号管理連携(2)	番号C着信時の裏番号Bへの接続性担保 はCの利用者が責任を持つ
番号管理事業者D	番号Dの管理	回線契約者D ※ただし書き利用なし	-	事業者B-D間の番号管理連携(2)	

表 4.3.3 ただし書きの番号利用方法に係る事業者の運用要件

表 4.3.3 の表中の(1)(2)において定めておくべき事項は、具体的には以下の通りである。

- (1) 通知番号設定事業者と異なる電気通信番号の送信を希望する利用者の間で最低限定めておくべきこと
 - 通知番号設定事業者 B は、表示させたい通知番号の番号管理事業者 C/D の事業者名や回線設備の設置場所など、通知番号の正当性を確認するために必要な情報の提供を利用者に求める。
 - 通知番号設定事業者 B は、通知番号の正当性確認を目的として、利用者から得られた情報を番号管理事業者 C/D に提示することについて、利用者に同意を得る。
 - 利用者が番号管理事業者 C/D との間で契約変更や廃止を行う際は、予め利用者から通知番号設定事業者 B へ変更の通知が行われることについて、利用者に同意を得る。
 - 通知番号設定事業者 B は、通知番号に係る番号管理事業者 C/D と利用者の契約のうち移転・解約等の異動情報に関して、番号管理事業者 C/D が通知番号設定事業者 B へ提供することについて、利用者に同意を得る。
- (2) 通知番号設定事業者と番号管理事業者の間で最低限定めておくべきこと
 - 利用者からの申し込み時に回線設備に係る情報に基づく正当性の確認を速やかに行うための運用ルールを、B-C/D 事業者間で予め合意する（例：運用協定）
 - 運用ルールには以下の手続きが含まれるべきである。
 - ・ 利用者申し込み内容の正当性を確認するために、通知番号設定事業者 B は番号管理事業者 C/D に対して契約内容の照会を行う。
 - ・ 番号管理事業者 C/D は、通知番号設定事業者 B に対して照会結果を返信する。
 - ・ 当該通知番号を発信する回線設備の移転、契約解除等の場合は、事前に番号管理事業者 C/D から通知番号設定事業者 B へ契約変更の情報が伝達され、契約解除までに異なる電気通信番号の送出を停止する。

4.4. 再販事業者、転送事業者を介する場合の運用要件

通知番号設定事業者が、異なる電気通信番号を通知する機能を再販事業者や転送事業者が最終利用者へ提供することを許可する場合においても、最終利用者の利用方法に関して表 4.3.2 の制度要件が担保されなければならない。

また、その際に通知番号設定事業者が担う運用要件も表 4.3.3 と同等となる。

したがって、通知番号設定事業者は、利用者と最低限定めておくべき要件と同等の運用義務について、サービス提供先の再販事業者や転送事業者との間の契約で定めておく必要がある。

さらに、この運用要件は再販事業者等が複数介在する場合においても担保されなければならないため、再々販を考慮した規定を卸契約等に含める必要がある。

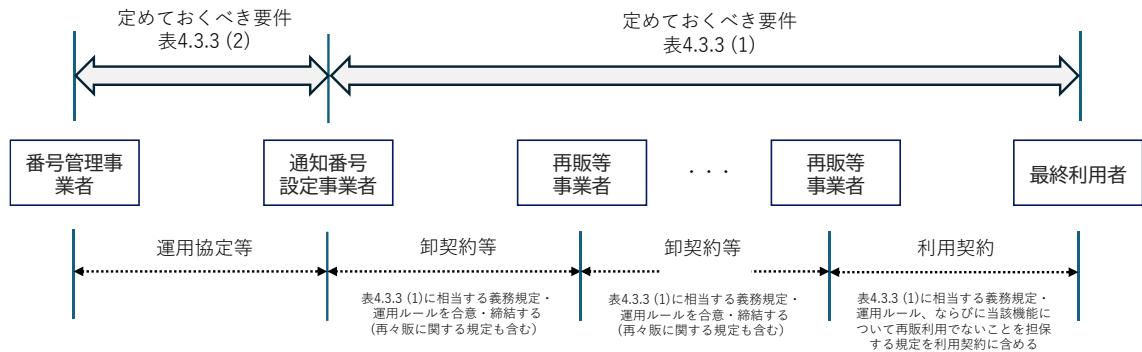


図 4.4 再販事業者、転送事業者を介する場合の運用要件

4.5. 不適切な番号の設定を防止するための対策

異なる電気通信番号の送信の防止規定は、利用者が 4.2 節および 4.3 節で整理した番号以外（以下、「不適切な番号」）を通知しようとした場合に、その通知を阻止することを事業者に求めている。

この防止義務は通知番号設定事業者に課せられるものであり、例えば事業者と利用者（再販等事業者を含む）との間の利用契約等によって防止義務を利用者に転嫁することは認められない性質のものである。

したがって、通知番号設定事業者は不適切な番号をフィルタリングする等の機能を備える必要がある。具体的な対策要件を表 4.5 に示す。

不適切な番号が設定された場合の発信網の動作要件 ((1)~(3)のすべてを満たすこと)
(1) 発信のときにユーザ網インターフェースにて発信端末機器より異なる電気通信番号を受信した場合は、網検証を実施し当該発信者番号の正当性が保証できる場合に限り、発信者番号表示に関する情報として使用する。
(2) 発信網にて正当性を保証した発信者番号についてのみ、発信者番号表示に関する情報として設定し、中継網、着信網へ送出する。
(3) 発信網にて正当でない発信者番号が検出された呼については、以下のいずれかの処置を行う。 ・当該呼の発信を発信網側で拒否する ・当該呼の番号通知条件を発信網側で非通知に上書きする ・当該呼の通知番号を発信網側で正当性を保証できる番号に上書きする

表 4.5 不適切な番号の設定を防止するための対策

4.6. 不適切な番号が通知された場合の社会的影響の考慮

不適切な番号の通知は、これまでの経験から、特殊詐欺等の深刻な犯罪に容易に利用され得ることに留意しなければならない。通知番号設定事業者は、本ガイドラインで説明した運用要件や対策を遵守すべきである。

また、万が一不適切な番号の通知が発生した場合には、関係者間等で必要な情報連

携や対応が速やかに調整されるべきである。

影響を受けることが想定される関係者を表 4.6 に示す。

影響を受ける関係者	想定される影響内容
着信者	詐欺被害に遭う、等
着信事業者	自社サービスの利用者からの信頼を毀損する、等
通知番号に係るサービスの正規の契約者	自身が利用する番号の社会的信用が毀損する、等
通知番号に係るサービスの提供事業者	自社サービスの利用者からの信頼を毀損する、等
通知番号の設定事業者	番号管理に係る法令義務違反、等

表 4.6 不適切な番号が通知された場合に影響を受ける可能性のある関係者

5. 緊急通報時の発信者番号を担保するための対策

本章では、固定電話番号による緊急通報の確保を例に、発信回線事業者が留意すべき事項について説明する。ただし、緊急通報が提供される他の電気通信番号においても留意点は本質的に同じである。

緊急通報を取り扱う事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則第35条の2の4の規定に従い、以下の事項が求められている。

- ・ 所轄する緊急通報受理機関へ接続すること
- ・ 発信場所の位置情報等を緊急通報受理機関へ通知すること
- ・ 回線保留又は緊急通報受理機関に送信された電気通信番号による呼び返し等を実現すること

ここで、緊急通報発信回線に割り当てられた固定電話番号と異なる番号が通知された場合、コールバック呼の運用や位置情報システムの運用に支障が生じるおそれがある。したがって、発信事業者は以下の各項に留意し、緊急通報時には必ず発信回線事業者の番号を設定して送出する必要がある。

① コールバック呼の着信に関する留意点

緊急通報を受信する緊急機関の指令台に対しては、表示された発信者番号にコールバックした際、代表番号等への接続先ではなく、可能な限り緊急通報の発信者本人に着信できることが望ましい。

② 位置情報通知システムとの整合性に関する留意点

「緊急通報呼により緊急機関の指令台に表示される発信者番号」と「各事業者の位置情報通知システムが緊急機関の指令台へ送信する位置情報と紐づく発信者番号」は、緊急機関の指令台システムにおいて発信者番号をキーとして紐づけて処理されることに留意すべきである。